

1.目標達成の実現方策体系

基本理念と基本目標を実現するための具体的方策について、体系図を以下に示します。

【基本理念】
安全な水道水を安定して送り続けるために

基本目標		実現方策
安全	水道水の安全の確保	①水源の保全と確保
		②水質監視の徹底
強靱	確実な給水の確保	①水道施設の耐震化と老朽施設の更新
		②災害時の対応強化
持続	水道サービスの持続性の確保	①健全経営の持続
		②水道職員の育成・確保
		③設備台帳の整備
		④給水サービスの向上
		⑤広域化への検討



2.具体的な実現方策

各施策の取組内容を次に示します。

安 全

水道水の安全の確保

安心しておいしく飲める水道水を供給するため、水質管理を強化し、利用者へ良質な水道水の供給に努めます。

1) 水源の保全と確保

今後は関係する団体と連携しながら、水源の環境保全に努めていきます。

また取水量や水質を常に監視し、安全性を高めるとともに水量の予備能力を確保しながら、計画的に施設の更新を行っていきます。

2) 水質監視の徹底

日頃から水質の監視を徹底し、安全で清浄な水の確保に努めていきます。

水質に関する基準項目、基準値の変更に速やかに対応するための検査体制の充実と、水質検査技術の向上を目的とした技術研修への積極的な参加に努めていきます。



【 ハートロック 】

強 靱**確実な給水の確保**

水道施設の耐震性を確保し、水道システムとしてのバックアップ機能と近隣水道事業体とのネットワークを構築することで、被災を最小限に食い止め、万が一被災した場合でも迅速な復旧を可能とし、必要最小限の飲料水や生活用水を確保・供給します。

1) 水道施設の耐震化と老朽施設の更新

今後、一部の施設が老朽化に伴う改修や更新の時期に差し掛かることが予測されているため、配水状況や施設の重要度を考慮し、優先順位の高い施設から順次耐震性能の検証を行い、計画的に改修や更新の時期を検討していきます。

2) 災害時の対応強化

これからも「龍郷町地域防災計画」等のマニュアルにしたがった研修、訓練を定期的を実施し、職員の意識や対応力の向上を図るとともに、マニュアルの充実を図っていきます。

さらに水道事業は町民生活を支える重要なライフラインであり、災害や事故等が発生した場合であっても給水サービスの継続が必要不可欠であることから、業務の継続計画を策定します。

また、応急給水、応急復旧に必要とする資機材については、その品目、数量を検討した上で、計画的に備蓄、補充していきます。また、備蓄した資機材については定期的に点検、入替を行うとともに、備蓄箇所の分散や他団体との共同備蓄についても検討していきます。



【 ヒカンザクラ 】

持 続

水道サービスの持続性の確保

お客様のニーズを満足する給水サービスを実現し、給水量が減少していく時代においても、人材育成や広域化などの経営基盤の強化方策を検討し、健全な事業運営を継続します。

1) 健全経営の持続

中長期的な財政計画により、経営の効率化と健全化を図り、持続可能な事業の経営を目指していきます。「アセットマネジメント（資産管理）」の結果を踏まえて、年度ごとに更新費用のばらつきが出ないように平準化を行うなど、中長期的な設備投資の計画を行い、持続可能な事業経営を目指していきます。

また、龍郷町水道事業では中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を作成しており、経営の安定化を推進しています。近年では人口の減少や節水機器の普及などにより、水需要の減少傾向が続いています。それに伴い収入も減少していくなかで、施設の更新や耐震化を進めていかななくてはなりません。組織、事務事業の効率化や施設管理の見直しなど、経営基盤強化の取り組みを推進するとともに、投資と財源を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいき、適切な時期での料金改定についても検討していきます。

本ビジョンや経営戦略の公表によって、水道事業者としての説明責任を果たし、お客様からのご理解が得られるように水道施設の更新の必要性などをわかりやすくお伝えしながら、健全な経営を推進していきます。

2) 水道職員の育成・確保

現在、水道事業が抱える大きな課題の一つに、人材の確保と技術の継承があります。

龍郷町も例外ではなく、非常に限られた人数で水道事業が運営されています。人材の確保が難しい中でも、非常に少ない人員で日常業務としての運転管理や施設の維持管理、資産の把握や整理、将来の更新事業の検討などを行っていかなくてはなりません。

現在、龍郷町水道事業では、施設の維持管理、及び料金検針収納などを外部企業に委託していますが、今後も維持管理の効率化やコスト削減の観点から、外部委託の活用内容について検討していきます。

またこれからも内部・外部研修の活用、資格取得の奨励、運転マニュアルの作成等を通じて技術継承に取り組み、人材・技術力の確保に努めていきます。

3) 設備台帳の整備

平成30年度に水道法が改正され、その中で水道施設、管路について台帳を整備することが義務付けられました。これは水道施設の適切な資産管理が目的となっています。現在、資産管理は固定資産台帳や日常の維持管理において適切に管理しています。

今後も職員の技術向上及び技術の継承に資するためにも設備台帳や維持管理手法のマニュアルを整備し、施設情報、維持管理情報を効率的、効果的に整理していきます。

4) 給水サービスの向上

水道事業は、十分な水量を、国の定めた基準を満たす水圧、水質でお客様へ供給する必要があります。これからも、お客様のニーズを把握し、顧客満足度の向上を目指していきます。

また、おいしい水を提供できるよう、水質が安定した水源の確保や浄水方法の検討を行い、品質の向上に努めていきます。

5) 広域化への検討

「新たな概念の広域化」とは、厚生労働省の「水道ビジョン」で示された概念であり、従来の事業統合による広域化にとらわれず、広域化のイメージを発展的に広げ、近隣の事業体間で連携することによって課題解決を図る取り組みです。

龍郷町では現在、「奄美地区水道事業の広域連携に関する検討会」（奄美市、瀬戸内町、龍郷町、宇検村、大和村の1市2町2村で構成）に参加し、水質検査業務の共同委託や薬品資材等の共同購入など広域連携の協議を行っています。

今後も経営の健全化と町民サービスの向上を目指し、同協議会へ積極的に参加し検討していきます。



【 大島紬 】



【 南州流謫跡 】